

別表1-1 (ワンストップ相談窓口)【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標

・創業相談に対応する窓口を八重瀬町農林水産課に新設し、八重瀬町商工会や町内金融機関、と連携を図り、八重瀬町が今後の産業振興のひとつとして取り組んでいる観光に関連する業種を中心に創業希望者への支援を行う。

・目標については、町商工会の令和元年度相談受付件数(11件)を踏まえ、下記のとおりとする。

創業支援対象者数：年間13件 ※令和元年度相談件数より20%増加を目標とする。

創業者創出：年間2件 ※創業支援対象者の2割を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<「ワンストップ相談窓口」の設置>【既存】

八重瀬町農林水産課において商工業者をはじめ創業支援に関するよろず相談所としてワンストップ窓口を設置。担当者を1名配置し、庁内各部署並びに関係機関との連携を図っていく。

八重瀬町及び沖縄県、国が行う支援施策について、創業希望者に対して分かりやすく紹介するほか、新たな施策等の情報収集に努める。

<創業に必要な要素と支援機関や連携機関が担う役割>

1. 地域資源の活用の仕方

八重瀬町内で生産される紅芋、マンゴー等の農産物、港川漁港で水揚げされるトビウオ、マグロ、ソデイカ等の魚介類を活用した加工品製造販売業や、観光拠点施設を中心に立地することを想定した観光客向けの小売業、観光スポットを活用した体験・交流型メニューを提供するサービス業、個人・小グループ旅行者をターゲットとした宿泊業を主な業種として想定し、町および町商工会が情報提供や活用方法などの助言を行う。

地域資源の状況や活用方法、地域資源に対するニーズ・シーズ等の情報を町内農協各支店、港川漁協と町、商工会等支援機関との間で共有を図る。

2. ターゲット市場の見つけ方

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄により、市場分析を中心とした商圈分析からターゲット市場について助言を行うほか、観光拠点施設の稼働状況、「八重瀬カラベジブランド」「八重瀬の旬」等八重瀬ブランドの売上実績などを統計化したデータを町並びに関係機関が収集・分析し、それを踏まえたマーケティング情報を提供する。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄が実施する「創業セミナー」などへの受講をと

して、創業事業計画作成を支援する。専門的な知識が必要な案件については、ミラサボや商工会連合会などが実施する専門家派遣事業を活用し、実現性の高いビジネスモデルの構築を支援する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄が実施する実施する「創業セミナー」などへの受講をとおして、創業希望者の商品、サービスなどを分析し、競合する商品に対する優位性などを明確にさせるための助言を行う。

八重瀬町に寄せられる「ふるさと納税」に関して、匿名化・統計データ化を行った上で提供可能な情報については商工会等と共有し商品やサービスの開発へ繋げていく。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄は支援対象者に対し、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。

八重瀬町は適切なアドバイスのための資料として、観光拠点施設から得られるマーケティングデータのうち、提供可能なものについては商工会等と共有を図る。

6. 資金調達

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄が実施する「創業セミナー」などへの受講をとおして、創業にかかる資金計画が適切であるか助言する。実際の資金調達段階では、創業希望者向けの制度融資による支援を、商工会と地域金融機関が連携して行うほか、創業補助金、融資制度などの施策活用について、商工会並びに町農林水産課より情報提供を行う。

7. 事業計画書の作成

商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄が実施する「創業セミナー」などへの受講をとおして、新規創業において検討する要素を全て網羅した創業事業計画書の作成を支援する。事業戦略策定などに専門的知識が必要な場合は、ミラサボや商工会連合会などが実施する専門家派遣事業を活用した支援を行う。

8. 許認可、手続き

必要な許認可を取得するための支援を、町農林水産課及び商工会において実施する。具体的な手続きについても、可能な限り情報を収集、提供することで、円滑な創業を支援する。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会が中心となり、創業計画のP D C Aから、新たな事業展開や新商品開発、販路開拓などの継続的な支援を実施する。

<創業支援機関及び連携機関との連携>

町及び連携機関が相談・支援を行った創業相談者の情報は、相談者の同意を得て、町農林水産課が情報集約・一元化を図る。その際、守秘義務や情報の漏洩は特段配慮する。また、創業支援カルテを作成し、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、相談者が要望する支援内容や不足しているノウハウを把握し、適切な機関へ誘導をし、創業実現まで関係機関がハズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

商工会において、1ヶ月以上にわたり、4回以上実施し、①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓についてアドバイスを受け、「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、八重瀬町が証明書を発行する。なお、特定創業支援等事業は、別表2-1「創業相談・事業計画作成支援事業」及び「セミナーの開催」とする。アントレプレナーシップラボ沖縄において、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウ全てが身に付く講義を受講し、「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、八重瀬町が証明書を発行する。なお、特定創業支援等事業は、別表2-3「女性向け創業セミナー」とする。

<各事業の共通事項について>

町農林水産課及び連携機関が連携し、連絡体制を構築することによって、計画の状況を確認し、事業の改善に努めるものとする。

創業事業の結果について、町の広報誌や関係機関のWebサイト等を活用して、広く周知していく。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。関係機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

八重瀬町農林水産課に担当者を1名配置し、八重瀬町商工会と連携したワンストップ窓口を設置する。また、広報紙においても相談窓口設置を広くPRしていくこととし、町ホームページ並びに関係機関のWebサイトに掲載していく。

事業実施に係る費用負担については、町及びに関係機関で協議の上、必要な措置を講ずることとする。

八重瀬町と八重瀬町商工会及び金融機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い「創業支援カルテ」を作成し、連携機関と共有を図る。また連携機関は個人情報保護法をはじめとする法令を遵守し、創業者情報等の適切な利用と管理に努める。

八重瀬町商工会と金融機関との連携を密にするため、3カ月に1度支援会議を開催し、活動状況、改善点について情報共有を行う。

※創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業支援のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	八重瀬町農林水産課 (必要に応じて関係機関を紹介)
創業支援セミナー等の開催	八重瀬町商工会、 アントレプレナーシップラボ沖縄
2 価値創造支援	
地域資源の活用の仕方	八重瀬町商工会、沖縄県農業協同組合東風平支店、 沖縄県農業協同組合具志頭支店、港川漁業協同組合
ビジネスモデル構築支援、 販売先、ターゲット確定支援	八重瀬町商工会、 アントレプレナーシップラボ沖縄
販路開拓支援	八重瀬町商工会、 アントレプレナーシップラボ沖縄
3 創業準備支援	
事業計画作成支援、 資金調達支援	八重瀬町商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄、 金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄 振興開発金融公庫）
4 営業力・経理・財政強化支援 (創業後のフォロー含む)	八重瀬町商工会、金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖 縄海邦銀行、沖縄振興開発金融公庫）

計画期間

令和3年12月23日～令和9年3月31日

別表2-1（創業相談、事業計画作成支援事業、創業セミナー）

【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

- (1) 氏名又は名称 : 八重瀬町商工会
(2) 住 所 : 八重瀬町字具志頭1番地
(3) 代表者の氏名 : 会長 仲座 哲男
(4) 連絡先 TEL 098-998-4334
FAX 098-998-6743 (担当者 伊波 幸則)

創業支援等事業の目標

「創業相談及び事業計画作成支援事業」「創業セミナー」

本商工会では経営発達支援計画に位置づけられた創業者支援計画に基づいて、創業希望者に対してセミナーなどによる創業希望者の掘り起こしや、具体的に創業時期を設定した創業希望者に対する個別相談などを実施してきた。今後は、人口増加が顕著な町北部地域を商圏と捉えた業種などに対する支援の他、観光拠点施設を中心に顧客ターゲットを観光客と設定する業種を展開する創業希望者に支援ニーズの増加が見込まれる。

区分	令和元年度	令和2年度
個別相談件数	2	7
創業融資斡旋件数	0	0
創業セミナー開催 (参加者数)	2 (9人)	2 (延べ21人)

目標：支援対象者数 9件/年 ⇒期間中45件

新規創業者数 1件/年 ⇒期間中5件

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

「創業相談及び事業計画作成支援」(既存・特定創業支援等事業)

経営指導員による創業窓口相談を実施、事業計画及び資金計画書の策定支援をする。計画策定後、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身につけるための専門家講習会や個別相談会を1か月以上にわたり4回以上参加・受講した者について「特定創業支援等事業」対象者として認定する。

※公の秩序又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業を行う創業者に対しては、支援を行わないものとする。

「経営セミナー」(既存・特定創業支援等事業)

創業希望者の掘り起こしや、創業間もない事業者を対象として経営・財務・人材育成・販売方法などの知識を身につけるためのセミナーを年間通じて4回開催。受講者に対するフォローアップとして、専門家派遣事業を活用した戦略検討や、具体的な課題解決に繋がる支援を実施する。4回のセミナー全てを受講した者を「特定創業支援等事業」対象者として認定する。

※セミナー案

第1回(内部分析による強みや弱みの認識)(経営・財務・人材育成・販売方法)

第2回(長所を活かした事業領域の検討)(経営・人材育成・販売方法)

第3回(具体的な経営戦略の策定)(経営・人材育成・販売方法)

第4回(資金調達に伴う数値計画の策定)(経営・財務)

(2) 創業支援等事業の実施方法

商工会は、町内公共施設や金融機関などへ創業支援等事業の実施の案内チラシの掲示や、会

報誌での周知を行う。また八重瀬町のホームページや広報誌、関係機関のWebサイトでも事業の広報を行う。

商工会が支援を行った創業者情報、創業に関する相談、指導内容に関しては、町が作成した創業支援カルテに記載し町に提出する。なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で共有を図る。

要件を満たす者については、特定創業支援等事業を受けた者とする。

計画期間

令和3年12月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-2（創業資金相談）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

- (1) 氏名又は名称 :
- ① 株式会社 琉球銀行
 - ② 株式会社 沖縄銀行
 - ③ 株式会社 沖縄海邦銀行
 - ④ 沖縄振興開発金融公庫
- (2) 住所 :
- ① 沖縄県那覇市東町2番1号 那覇ポートビル
 - ② 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
 - ③ 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
 - ④ 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号
- (3) 代表者の氏名 :
- ① 代表取締役頭取 島袋 健
 - ② 代表取締役頭取 山城 正保
 - ③ 代表取締役頭取 新城 一史
 - ④ 理事長 川上 好久
- (4) 連絡先 :
- ① 098-998-6530 (東風平支店融資担当)
 - ② 098-840-7700 (八重瀬支店融資担当)
 - ③ 098-851-5340 (八重瀬支店融資担当)
 - ④ 098-941-1785 (本店融資第二部)

創業支援等事業の目標

・開業資金（設備・運転資金）の融資について、これまで八重瀬町並びに八重瀬町商工会と

連携して創業者の支援を行った事例はなかったが、今後は創業希望者についての情報共有等を通じて連携を強化し、年間の目標として地域金融機関3行及び沖縄公庫の累計で、相談対応数7件、融資実施6件（うち、別表2-1、2-3に掲げる「特定創業支援等事業」を受けた者に対する融資実施5件）を目指す。

創業支援等事業の内容及び実施方法

（1）創業支援等事業の内容

「創業資金相談」（既存）

各金融機関等は、八重瀬町農林水産課並びに八重瀬町商工会を斡旋窓口として、事業者に対する融資相談に応ずる。八重瀬町商工会が作成支援を行った、あるいは事業者が自ら作成した事業計画について、資金の使途、収支・返済計画など、融資の可能性について具体的な相談に応じる。

（2）創業支援等事業の実施方法

・八重瀬町は「ワンストップ相談窓口」として、広報紙などを通して周知を行うと同時に、各地域金融機関等と連携して融資相談、資金計画作成のサポートが受けられるなど、創業者向け支援制度の周知を図る。また、あわせて町ホームページ等で広報・周知に努める。

・各金融機関等は、相談者の資金需要（商品開発や設備・運転資金など）について聞き取りを行い、融資制度の説明や融資の留意点および可能性など、事業資金に関する一切の相談に応じる。

① 所要資金について

② 融資制度の紹介

③ 返済計画

④ 事業計画書の確認など

・当事業において、地域金融機関3行及び沖縄振興開発金融公庫が支援を行った創業者情報、相談、指導内容に関しては、個人情報の取り扱いについて相談者の了解を得て、「創業支援カルテ」を作成し、町に提出する。

なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で情報共有を図る。

・個人情報の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和3年12月23日～令和9年3月31日

別表2-3（女性向け創業セミナー）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

- (1) 氏名又は名称：一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄
- (2) 住所：沖縄県那覇市首里鳥堀町3丁目7-1
- (3) 代表者の氏名：代表理事 名幸 穂積
- (4) 連絡先：070-5814-4633 (担当 名幸 穂積)

創業支援等事業の目標

・女性の創業希望者を対象とした商品企画やマーケティング等に関するセミナーを年1回以上開催し、セミナー参加者に対し受講後も継続的な支援としてクラウドファンディング活用等による商品企画、テストマーケティング、プロモーション、資金調達サポートを実施する。

(目標数)

- ・創業支援対象者数：3件/年 創業者数：1件/年

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

「創業セミナー」(既存)

起業前のステージにいる女性を対象とした商品企画やマーケティング、資金調達といった起業準備に係るセミナーを年1回以上開催する。

「特定創業支援等事業について」

・講義のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウ全てが身に付く講義を受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

「輝き女性塾」(全6回)

地域の起業に必要なコンセプトづくり(経営)、人を動かすコミュニケーション(人材育成)、事業プランの魅力を伝えファンづくりを行う情報発信手法(販路開拓)、数字で未来を描く(財務)の講座とグループワーク、テストマーケティング等を実施

(2) 創業支援等事業の実施方法

会場や教材の準備や手続き等を八重瀬町と連携して行う。また、セミナー開催の際には町ホームページ、広報、町商工会ホームページ等による周知を行う。

アントレプレナーシップラボ沖縄と八重瀬町、八重瀬町商工会、地域金融機関等との連携による情報発信・情報共有により、起業を目指す女性のためのコミュニティを形成する。

コミュニティにおける起業準備支援活動の中から、具体的に起業へと一歩踏み出す方を、八重瀬町商工会、地域金融機関等へつなぐ。

八重瀬町と連携し、セミナー受講者の名簿や集計表を「創業支援カルテ」として取りまとめ関係機関との共有を図る。名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和3年12月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象になる。認定日以降の申請が対象になる。